

大学共同体論を基礎とした当局の収終策動に抗し闘う団結で学館斗争を勝利しよう

70年を見つめ 反共協の斗いを早大全学に相築せよ！ 早大 全学反帝学生評議会

早大全学の学友諸君

四月一日、オ一次早大斗争以来、我々の学生のくり返しの追求にもかかわらず、早大当局の手にゆだねられぬ闘争を繰りこめて来たオ二学館は、反帝学評を中心とした早大の斗争学生の手により解放へのオ一步を評された。我々は、この学館解放の斗いを更に早大当局に於けるあらゆる抑圧を我々の活動の制限を突破していくことに、オ二次早大斗争への突破口として闘った。我々は現在の早大に貫徹されつつある教育全般が、それ以外のあらゆる形態を通してであれ「私」を私にして私たらしめるいふもの以外には何物をももっていないことに対し自らの実践を通じてより自立した、より発展する為の斗いを開始することを宣言する。

◎ 学生による全面的な管理運営権の獲得、監査教育の強化に反対、近代化推進規制路線による解決反対。

移転校舎における自治会、サークル部室の管理運営権を保障せよ。
現在学生の自主的活動に對する学校当局の規制は、現行学館規約及びそれを中心とした各学部サークル部室に對する使用規制とそれを通じての活動内容の規制ととなつて示されている。それは学生の自主的活動自身をも大学当局の教育行政の一環とし、更にはより積極的なより進歩の中で「自ら学ぶべき」が、しかし決して大学当局の「フック」を

各学館活動への「強制」の進行としてあり、それは更に教育方針に於かない(若動機内容、活動形態が)ならば、その活動の「場」そのものとハクダツすることによって貫徹せられようとしている。そしてこの最後の判断は、所有管理権をタテとして大学当局の手ににぎられてゐる。具体的には学館に於いて、その使用は当局による「許可制」であり、あらゆる学内の会場使用も又、たとえその会場を空いていようと「許可制」となつてゐること、更に二号館、四号館、八号館として九号館に於けるサークル部室の使用許可制を通じての活動規制である。

特に九号館において、サークル等に對しては若動機場のマソナツ(それは自治活動の否定を意味する)と云ふ存せよとしてゐる。そしてこれらは、一面に於ける「確認」(ストライキは行なわぬ等)を自治活動の条件とする)、教育における自治会と連絡を通じた自治会活動の規制として現われてゐる。(これらに服従し評議会の適切な行つては、例を挙げたのである。) 大学当局はこの様な自主規制を「厚生補」の名の下に「学内秩序の維持」「教育・研究の場を又ローガンとしてあるべき手段(一商・教育等における自治会操作、職業的右翼)」をもつて貫徹せんとしてゐる。そしてこの様な当局の教育行政は更業界に於ける合理化の

